東京都市計画用途地域〔東京都決定〕
（富士見台駅北部地区地区計画関連）　総括図

埼玉県
和光市
新座市
板橋区
中野区
杉並区
武蔵野市
大泉風致地区
石神井風致地区
変更箇所

N
W
E
S

大泉学園駅周辺拡大図

練馬駅北口周辺拡大図

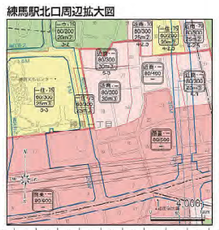

凡　例

用途地域図の記号

用途地域（特別用途地区）	
一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
特工	準工業地域（特別工業地区）
工業	工業地域

高度地区	
①	第１種高度地区
②	第２種高度地区
17m①	17m第１種高度地区
17m②	17m第２種高度地区
17m③	17m第３種高度地区
20m②	20m第２種高度地区
20m③	20m第３種高度地区
20m	20m高度地区
25m②	25m第２種高度地区
25m③	25m第３種高度地区
30m②	30m第２種高度地区
30m③	30m第３種高度地区
30m	30m高度地区
35m③	35m第３種高度地区

防火地域等の指定	
防火	防火地域
準防	準防火地域
指定なし	防火指定なし

風致地区	
	風致地区

注意事項

1. 本図は、用途地域、特別用途地区（一特別工業地区）、高度地区、防火・準防火地域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口に備え置く指定図で確認してください。
(1)練馬区都市整備部都市計画課（本庁舎 16 階）
(2)東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画相談係（都庁第二本庁舎 12 階）
2. 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図 2（都市施設等）」をご覧ください。
3. 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧になれます。（http://www.city.nerima.tokyo.jp/）「都市計画情報システム」で検索してください。
4. 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。路線式の指定（等次に道路両側に指定されているもの）では、基本的には道路と敷地の境界線から 20m です。30m のものは、「―30m―」の表示があります。
5. 赤の網線は用途地域等の境界です。赤の太線内は、防火地域です。

1：20,000

株式会社 武揚堂 調製 印刷

平成30年(2018年)4月作成　練馬区都市計画課